

令和4年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和4年9月1日（木曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第4号 健全化判断比率等について
- 日程第5 第45号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 第46号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第47号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
第48号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
第49号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
第50号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第51号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第52号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 令和3年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 決算審査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 丸 山 千 代 子 君 | 9番 稲 吉 照 夫 君 |
| 10番 杉 浦 あ き ら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野 千 代 子 君 |

13番 笹野康男君 14番 岩本知帆君 15番 藤江 徹君
16番 足立初雄君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	成瀬 敦君	副 町 長	大竹広行君
教 育 長	池田和博君	企 画 部 長	成瀬千恵子君
参事（開発担当）	上原智史君	総 務 部 長	志賀光浩君
参事（税務担当）	山本智弘君	住民こども部長	牧野宏幸君
健康福祉部長	林 保克君	参事（感染症対策担当）	金澤一徳君
環境経済部長	鳥居栄一君	事業調整監兼建設部長	羽根淵闘志君
上下水道部長	石川正樹君	消 防 長	小山哲夫君
教 育 部 長	吉本智明君	監 査 委 員	山下 力君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大須賀龍二君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第3回幸田町議会定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件1件、単行議案2件、令和4年度補正予算5件、並びに令和3年度決算認定9件、合わせて18件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思っております。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いいたします。

9月に入りましたが、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいまして、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影されます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆様、おはようございます。

9月に入りまして、朝夕は涼しくなり、秋の訪れを感じられるようになってまいりました。

本日、ここに令和4年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして、御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事案件1件、単行議案2件、補正予算5件、そして決算認定9件、合わせて18件でございます。

後ほど、私から各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上におきまして、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、8名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意をもって対応いたします。よろしく願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

現在、第7波の真ただ中ではありますが、全国的には新規感染者は落ち着いてきている状況であります。

愛知県におきましては、8月5日からBA5対策強化宣言により感染拡大の抑制に取り組んできました。しかし、感染力の強いオミクロン株により感染の拡大は収まらず、新規感染者が過去最多の更新を重ねるとともに、病床使用率も一時80%を超えるなど、大変厳しい状況が続きました。このことから、8月31日までとっていた対策強化宣言期間を9月30日まで1カ月延長し、今後も社会経済活動とのバランスを取りながら、感染防止対策の強化徹底が呼びかけられています。

本町におきましては、新規感染者累計5,992人のうち、第7波の中での7月の新規感染者は1,012人、8月は、30日までに2,388人が確認されております。第6波ピーク時の2月の新規感染者884人と比較しましても大きく増加しております。今後の対策といたしましては、基本的な感染防止対策のより一層の徹底とワクチン接種の促進と考えております。

ワクチン接種につきましては、現在、接種対象者を限定した4回目接種まで実施しているところであります。国では5回目接種の実施、それに伴う接種期間の延長が協議されておきまして、その結果を注視してまいります。また、重症化予防の観点から、接種対象となり接種を希望する全ての方が安心して接種を受けていただけるよう、引き続き接種体制を確保してまいりたいと思っております。

なお、本日から小中学校におきましては新学期が始まっております。感染防止対策を一層徹底するとともに、様々な状況に置かれるお子様や御家庭の人権尊重に最大限配慮

した指導を引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、令和4年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。
よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時06分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた
理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりでありますから御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時06分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願
います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を4番 鈴木久夫君、5番
伊澤伸一君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間といたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月29日までの29日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のと
おりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（足立初雄君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査3件、財政援助団体等監査1件であります。これはお手元に印刷配付の
とおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、
陳情が2件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第10号、陳情第11号を総務教育委
員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

- 議長（足立初雄君） 日程第4、報告第4号 健全化判断比率等について報告を求めます。
町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

- 町長（成瀬 敦君） それでは、議案書1ページをお開きください。

報告第4号 健全化判断比率等についてであります。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見書を付して報告させていただくものであります。

議案書2ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、「1」の健全化判断比率についてでございますが、4つの指標のうち、実質赤字比率及び連結実施赤字比率につきましては黒字となりましたので、数値は計上されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3年間の平均値で算定するものですが、本年度は0.6%で、前年度数値と比べて1.1の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年と同様に数値は計上されませんでした。

続きまして、「2」の公営企業の資金不足比率についてでございますが、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計全てにおいて資金不足はありませんでしたので、数値は計上されませんでした。

この健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全て基準値以下でありました。

なお、各比率の詳細につきましては、議案関係資料1ページから4ページを御覧いただきたいと思っております。

以上、報告をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

- 議長（足立初雄君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時11分

- 議長（足立初雄君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

発言を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（足立初雄君） なければ、以上で報告第4号の質疑を打ち切ります。

再開 午前 9時12分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これをもって、報告第4号を終わります。

日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、第45号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の5ページをお開きください。

第45号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は、5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、杉浦善弘委員が、令和4年12月31日をもって任期満了になることに伴い、その後任の委員を選任する必要があるからであります。

議案書6ページを御覧ください。

幸田町大字相見にお住まいの谷川芳美氏、70歳を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和5年1月1日から3年間であります。

谷川氏につきましては、平成4年に幸田町農業協同組合に就職され、平成24年3月に定年退職されました。その間の前後、各10年余りも農協の業務に携わっておみえでした。

また、平成10年から27年にかけては、幸田相見特定土地区画整理組合の理事を、令和2年度には高力区長として、地域の自治にも貢献されておられます。

谷川氏は、地域での信望も厚く、公正中立な判断ができ、農協で長年勤められた幅広い見識及び区長等として蓄積された知識と経験は、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において役立つものであり、適任者であると考えております。

以上、人事議案につきましては、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第45号議案の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この委員の選任についてどうこう言うものではないわけですが、幸田町の固定資産評価審査委員会、こちらに上げられた審査件数、近年の状況を御

報告いただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 近年の審査件数でございます。委員の任期が3年でございますので、この直近3年の状況を御報告させていただきますが、令和3年度、2年度につきましては審査申出はなく、その前、令和元年度におきまして、土地に係る審査申出が1件ございました。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 土地に係る審査が1件あったということでありますけれども、この委員になられた方の研修といいますか、それはどのように行われているか教えてください。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 委員の研修のお尋ねでございます。毎年新たに選任された委員が出席する最初の会議、任期が1月1日から始まりまして、最初の会議が1月に開催するわけでございますが、その会議におきまして年1回研修を実施しております。主な研修の内容といたしましては、固定資産評価審査委員会制度、固定資産評価審査委員会の審査の流れ、土地家屋評価の仕組み等々でございます。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 研修については、基本的な枠組みについての研修だというふうにお伺いをしたわけでありまして。令和元年度に実際に1件の土地に対する申立があったということで、土地に対しては、幸田町の場合は路線価方式で行われているわけでありまして、これはどういうふうに評価がされていくのかということのはかなり複雑な計算で出されているわけでありまして。これについて年1回の研修でいいのかどうかという疑問がいたします。逆に言えば、もっと専門的な知識を持たれた方、委員の上限は条例で幾らでも増やせるわけでありまして、今、条例で3人になって、このようなふうになっているわけでありまして、これを増やして学識経験者を委員に入れていく、そういうお考えがないかなということをお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 学識経験のある者を委員に選任してはどうかという御提言をいただきました。

地方税法におきまして、固定資産評価審査委員会の委員は住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任することと定められております。現在の本町における選任のルールといたしましては、町内6学区を2学区ずつの3ブロックに分け、輪番制でその2学区のうちから1人を選出し、地区バランスを重視しているのが現状でございます。固定資産の価格評価は、固定資産評価基準に基づき評価されることから、技術性・専門性が求められるという面もあり、議員御提言のとおり、税理士だとか国税のOB等々、より専門性が高く固定資産の評価について学識経験を有する者を増やすことが適正な審査決定につながることは間違いないというふうに私どもも認識をしているところでございます。そういう意味でも、現委員3人のうち1人は、名古屋市役所におきまし

て長年にわたりまして税務に携わってみえた、ある意味税務に関するプロであった方を選任しているところでございます。今後とも選出地区のバランスと議員御提言の専門性に配慮した選任に努めてまいりたいと考えております。

また、そういう専門性のある者を選任するに当たって、3人という現状の定数を増やしてはどうかという御提言もいただきました。現在、審査の申出に対しては、委員3人でもって構成する合議体で取り扱っております。今のところ固定資産の価格評価に対する不服の申出件数は評価替えの年に1件程度であり、委員の定数3人で人数的には対応できているということでございます。御提言の専門性の高い委員を増員するための定数増員につきましては、今後の審査申出件数やその内容の推移等を見守って、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。先ほども言いましたけれども、土地の評価はかなり複雑でございまして、私が承知している中でも、約10年前に1件不服申立がされて、それに対して却下をしたら裁判になったということがありました。結果、訴えられた方は弁護士もつけずに二審まで戦われて、幸田町が敗訴をしたという事例が現実でございます。その結果、かなりの影響が近年あったわけでありましてけれども、やはり、町の担当職員もある意味毎年というか、どんどん代わっていきますので、専門性という点では数年間のうちの中での知識でしかあり得ない。そして、先ほども言われましたけれども、土地の評価に関する申立は3年に1回しかないとなると、審査会の事務局の職員もそういう知識が出てくるまではあまり必要とされないということになりますので、私は、やはり、これは土地の評価に精通をした税理士であるとか、国税でも資産税部門の経験のおありの方、そういう方をやはりこれからは委嘱していく。そういうことを検討されるべきだと思います。今後はよろしくまたその方向で検討をしていただけたらと思いますので、以上で終わります。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御提言をいただきました、より専門性のある方の選任ということにつきまして、今後選任に当たって重々配慮させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております第45号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(足立初雄君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(足立初雄君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
第45号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長(足立初雄君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、第45号議案は、原案どおり同意することに決しました。



日程第6

- 議長(足立初雄君) 日程第6、第46号議案から認定議案第9号議案までの16件を一括議題といたします。
朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。
初めに、第46号議案から第52号議案までの説明を求めます。
町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

- 町長(成瀬 敦君) それでは、単行議案第46号議案及び第47号議案の2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
議案書7ページをお開きください。
第46号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。議案関係資料は、7ページから13ページでありますので、併せて御覧ください。
提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行及び非常勤職員の育児休業の取得要件の見直し等に伴い、必要があるからであります。
改正の概要につきましては、子の出生の日から57日以内における非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化、育児休業の取得回数の制限の緩和に伴う措置、任期を定めて採用された職員に係る規定の整備、再度の育児短時間勤務をする際に提出する計画の明確化、字句の整理等であります。

施行期日につきましては、令和4年10月1日であります。

続きまして、議案書11ページをお開きください。

第47号議案 幸田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、14ページ及び15ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、通院医療費に係る助成範囲の拡大に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、高校生等に係る医療費助成の拡大として、高校生等の通院医療費における自己負担額の全額を助成するとともに、新たな受給者に対し受給者証を交付するものであります。

施行期日につきましては、令和5年1月1日であります。

続きまして、補正予算関係につきまして、説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。

補正予算関係につきましては、第48号議案から第52号議案までの5件であります。初めに、第48号議案 令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

また、議案関係資料は、16ページ及び17ページから27ページまででありまして、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものにつきましては米印で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億5,321万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ196億7,809万9,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書8ページを御覧ください。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減に伴う国庫負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。また、令和3年度事業の確定に伴いまして、過年度分低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

15項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新規計上するものであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度に設けられた国の補助制度でありまして、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することができるものであります。このたびの補正予算により取り組みます、認定こども園等支援事業における認定こども園等給食事業費支援金の交付、各保育園の管理運営事業における給食賄い材料費の増額措置、商工業振興事業における飲食店等応援チケット発行事業の実施及び給食センター運営事業における

学校給食会委託料の増額措置について、その財源とするものであります。

60 款県支出金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、低所得者の介護保険料の軽減に伴う県負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。また、令和3年度事業の確定に伴いまして、過年度分低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

75 款繰入金につきましては、初めに、10 項基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金であります。これは、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金であります。これは、このたびの補正予算により取り組みます、小学校管理一般事業における修学旅行キャンセル料補助金の財源として、基金繰入金を追加するものであります。

15 項他会計繰入金につきましては、土地取得特別会計繰入金におきまして、後ほど説明させていただきます、土地取得特別会計から一般会計への繰入金を追加するものであります。

80 款繰越金につきましては、令和3年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書10 ページを御覧ください。

まずは、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動により給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。詳細につきましては、26 ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。また、各款にわたり、昨今のエネルギー価格の高騰に伴いまして、各施設等の運営に必要な電気料金等の追加を計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、初めに、15 款の総務費、10 項の総務管理費、10 目一般管理費につきましては、職員研修事業におきまして、全国道の駅連絡会職員研修派遣に要する各経費を新規計上するものであります。この職員研修派遣につきましては、令和4年10月から令和5年3月までの半年間を研修期間としまして、一般社団法人全国道の駅連絡会へ職員1人を派遣することにより、次代を担う人材育成を図るものであります。派遣先であります全国道の駅連絡会は、国土交通省を初めとする関係省庁や各都道府県、各機関といった様々な組織や団体と連携して事業を展開する、全国各地の道の駅の中核であります、平成21年4月の開駅以降、14年目を迎えた道の駅「筆柿の里・幸田」のさらなる集客増や、宿泊滞在型拠点施設の誘致等の次なる事業展開を見据えまして、派遣する職員は、全国道の駅連絡会事業に携わることにより、事業推進に必要な知識やノウハウを習得するとともに、先進情報の収集や各機関との関係構築を期待するものであります。新規計上をします経費の具体的な内容としましては、主に賃貸に係る経費であります。

22 目安全対策費につきましては、安全対策一般事業におきまして、防災施設等整備事業に要する各経費を新規計上するものであります。防災施設等整備事業につきまして

は、このほど、株式会社一条工務店から企業版ふるさと納税制度を活用したモバイル建築型ユニット6棟の寄附申出がありましたことを受けまして、これを有効に活用するものとして、消防本部に2棟、三ヶ根駅東口に3棟、また蒲郡市幸田町衛生組合の施設であります清幸園衛生処理場に1棟を整備するものであります。このモバイル建築型ユニットは、宿泊機能を備える移動型のコンテナ施設であり、発災時には応急仮設住宅や災害対策拠点として、平常時には防災普及・啓発活動での活用や、まちづくり活動の現地事務所として役立てる考えであります。新規計上をします経費の具体的な内容としましては、工事請負費、その他運用に係る経費であります。

30目防犯活動推進費につきましては、防犯活動推進事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、防犯灯電気料金を追加するものであります。

35目財産管理費につきましては、庁舎維持管理事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、役場庁舎等電気料金を追加するものであります。

40目企画費につきましては、企業立地推進事業におきまして、構想にあります、長嶺地区工業団地開発に向けて、このほど、長嶺開発推進協議会との合意形成が進みましたので、事業を具体的に推進するために、長嶺地区測量及び造成概略設計等業務委託料を新規計上するものであります。また、三ヶ根まちづくり推進事業におきまして、先ほど22目安全対策費で説明いたしました防災施設等整備事業において、三ヶ根駅東口に整備しますモバイル建築型ユニットを、平常時には三ヶ根駅周辺まちづくりの現地事務所と位置づけまして、住民が主役のまちづくりを推進する上での活動拠点として活用することとし、その設置に必要な用地購入費を新規計上するものであります。なお、当該用地につきまして、現在、土地取得特別会計で保有する土地を一般会計に買い戻すことで確保し、財産の有効活用を図るものとしします。

50目コミュニティ推進につきましては、コミュニティ推進事業におきまして、野場東部コミュニティホームの軒天等に著しい損傷が認められたことから、野場区において、この早急な修繕措置が計画されており、当該修繕工事に対する支援としまして、地区集会施設整備費補助金を追加するものであります。

12ページを御覧ください。

20款民生費、10項社会福祉費、15目老人福祉費につきましては、介護保険事業におきまして、低所得者の介護保険料の軽減措置に伴う国・県及び町の負担分並びに令和3年度事業の確定に伴う介護給付費の精算分としまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。また、地域支援事業におきまして、介護保健事業での措置と同様に、令和3年度事業の確定に伴う地域支援事業の精算分としまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

20目社会福祉施設費につきましては、地域活動支援センター管理運営事業におきまして、つどい第2作業所の床塩ビシートに膨れや剥離が生じてきており、施設の安全確保に支障を来すおそれがあることから、これを修繕するため、つどい第2作業所床貼替工事費を新規計上するものであります。

15項児童福祉費、15目児童措置費につきましては、認定こども園等支援事業におきまして、コロナ禍における物価高騰に直面する保育事業実施者を支援するために、特

にその提供する給食事業費に関しまして、利用児童1人当たり1食40円を算定して交付します、認定こども園等給食事業費支援金を新規計上するものであります。この認定こども園等給食事業費支援金につきましては、町内の認定こども園等全12施設を対象とするものとし、事業実施に当たりましては、歳入において説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むものであります。

20目児童福祉施設費につきましては、保育園管理一般事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、保育園電気料金を追加するものであります。また、坂崎保育園管理運営事業から里保育園管理運営事業までの8事業におきまして、食品価格の高騰への対応のため、給食賄い材料費を追加するものであります。この給食賄い材料費の増額措置に当たりましては、保育園利用者に負担を転嫁することのないように、歳入において説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むものであります。児童館管理運営事業及び子育て支援事業におきましても、エネルギー価格の高騰への対応のため、児童館等電気料金及び子育て支援センター電気料金をそれぞれ追加するものであります。

25款衛生費につきましては、保健センター管理運営事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、保健センター電気料金を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

35款農林水産業費、15項農地費につきましては、農地総務一般事業におきまして、幸田土地改良区補助金を追加するものであります。今年度、幸田土地改良区では、ほ場新規地区推進委員会の発足を推進するため、これに対応する人員体制の整備として、事務局長級職員1人の増員がありました。幸田土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、幸田町の農業の生産性の向上や農業構造の改善に資する重要な役割を担う組織であることから、その事業推進を支援することとし、当該増員職員に係る給与相当額を補助するものであります。

40款商工費、10項商工費、15目商工振興費につきましては、商工業振興事業におきまして、飲食店等応援チケット発行事業に係る委託料を新規計上するものであります。飲食店等応援チケット発行事業は、全町民に対し、町内の飲食店等で使用可能な1人当たり2,000円分のチケットを発行する事業であり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であって、町民の生活と事業者を支援するとともに、消費喚起を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的として実施するものであります。事業実施に当たりましては、歳入において説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むものであります。

18ページを御覧いただきたいと思います。

45款土木費、10項土木管理費、10目土木総務費につきましては、土木総務一般事業におきまして、町道菱池下田竹ノ花2号線の整備に関し、このほど地権者各位から後退用地寄附について御理解をいただけることとなりましたので、この事業を円滑に推進するために、後退用地等寄附補助金を追加するものであります。

15項道路橋梁費、15目道路維持費につきましては、道路維持修繕事業におきまし

て、エネルギー価格の高騰への対応のため、街路灯、駅前広場等電気料金を追加するものであります。

25目道路新設改良費につきましては、道路整備事業におきまして、生活道路を安全に安心して利用する上で、各区の要望状況や整備に必要な生活道路等整備工事費を追加するものであります。

25項都市計画費につきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出事業におきまして、町債の利子償還のための財源として、幸田駅前土地区画整理事業特別会計操出金を追加するものであります。

20ページを御覧いただきたいと思います。

55款教育費、15項小学校費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が今なお続く状況下にある中、修学旅行の実施が不安視される状況を考慮しまして、昨年度と同様に、修学旅行の実施に向けた安心した取組と最大限の努力を支援するための修学旅行キャンセル料補助金を新規計上するものであります。事業実施に当たりましては、歳入において説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を財源として取り組むものであります。また、坂崎小学校管理運営事業から豊坂小学校管理運営事業までの6事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、電気料金及びエアコンガス料金を追加するものであります。

20項中学校費につきましては、幸田中学校管理運営事業、南部中学校管理運営事業及び北部中学校管理運営事業におきまして、先ほどの15項小学校費での措置と同様に、エネルギー価格の高騰への対応のため、電気料金及びエアコンガス料金を追加するものであります。

22ページを御覧いただきたいと思います。

25項社会教育費、15目公民館費につきましては、公民館管理運営事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、中央公民館電気料金を追加するものであります。

17目町民会館費につきましては、町民会館管理運営事業におきまして、ハピネス・ヒル・幸田の指定管理者であります幸田町文化振興協会が、その事業運営に当たり、エネルギー価格の高騰による影響を大きく受けている状況を考慮しまして、これを支援するために、ハピネス・ヒル・幸田運営補助金を新規計上するものであります。

25目文化振興費につきましては、文化財保護事業におきまして、令和6年8月に控えます町村合併70周年の節目に向けて、これまでの町の歩みをつづった記念誌を発行すべく、有識者による町村合併70周年誌編さん事業に取り組むための各経費を新規計上するものであります。各経費の具体的な内容としましては、主に会議運営や資料調査等に係る経費であります。また、エネルギー価格の高騰への対応のため、郷土資料館電気料金を追加するものであります。

40目文化広場費につきましては、文化広場管理運営事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、さくら会館電気料金を追加するものであります。

30項保健体育費、15目保健体育施設費につきましては、社会体育施設事業におき

まして、エネルギー価格の高騰への対応のため、社会体育施設電気料金を追加するものであります。また、深溝運動場の芝生の手入れに使用しておりました乗用芝刈機が故障し、年式が古く部品がないため修理ができず、運動場の管理に支障を来しておりますので、同タイプとなる乗用芝刈機1台を購入するための備品購入費を新規計上するものであります。また、勤労者体育センター管理運営事業におきまして、エネルギー価格の高騰への対応のため、勤労者体育センター電気料金を追加するものであります。

20目給食センター費につきましては、食品価格の高騰への対応のため、学校給食会委託料を追加するものであります。この学校給食会委託料の増額措置に当たりましては、児童又は生徒1人当たり1食15円として清算しており、保護者に負担を転嫁することのないよう歳入において説明をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組むものであります。

24ページを御覧いただきたいと思っております。

65款の公債費につきましては、町債利子償還事業におきまして、町債の償還に係る利子算定が当初の見込みを上回ったことによりまして、不足額を追加するものであります。

70款諸支出金につきましては、土地取得特別会計の操出事業におきまして、土地取得特別会計における前年度繰越金の確定と、福祉施策推進構想先行取得事業における財源変更について収支を調整することによりまして、土地取得特別会計操出金を減額するものであります。

以上が、令和4年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に、第49号議案 令和4年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の27ページをお開きください。

議案関係資料は、16ページ及び28ページから29ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,017万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億515万9,000円とするものであります。

第2条 地方債の補正につきましては、30ページを御覧ください。

第2表 地方債補正のとおり、公共用地先行取得等事業におきまして、2億9,500万円としておりました起債の限度額を1,120万円減額し、2億8,380万円とするものであります。

これは、大草広野地区で計画しております、福祉施策推進構想事業の用地購入につきまして、地権者との間で取得予定物件に係る土地と建物の購入額の配分について調整していましたが、当初予算で見込んでおりました配分額に変更の必要が生じたことにより、土地取得分の財源として計上しました町債の限度額について、必要十分な金額となるように調整するものでございます。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は34ページからを御覧ください。

10款財産収入につきましては、一般会計におきまして、三ヶ根駅周辺まちづくりの現地事務所用地としまして、土地取得特別会計で保有する土地の買戻しを行うことに伴い、その土地売払収入を追加するものであります。

15款繰入金につきましては、一般会計繰入金を、前年度繰越金の確定に伴いまして減額するとともに、先ほど地方債の補正で説明をさせていただきました、福祉施策推進構想先行取得事業における取得予定物件の土地と建物の購入額の配分変更の必要によりまして、このうち建物取得分の財源を追加することによりまして、その差額分を減額するものであります。

20款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

30款の町債につきましては、先ほど地方債の補正で説明をさせていただきましたが、福祉施策推進構想先行取得事業における取得予定物件の購入額の配分変更に伴いまして、土地取得分の財源について減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の36ページからを御覧いただきたいと思えます。

15款の諸支出金につきましては、歳入において追加しました土地売払収入を一般会計に繰り出すため、一般会計繰出金を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町土地取得特別会計補正（第1号）の概要であります。

次に、第50号議案 令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の39ページをお開きいただきたいと思えます。

また、議案関係資料は、16ページ及び30ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億6,453万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は46ページを御覧いただきたいと思えます。

45款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は48ページからを御覧いただきたいと思えます。

32款基金積立金につきましては、国民健康保険事業の安定した運営のため、前年度繰越金の追加額と同額を、国民健康保険財政調整基金に積み立てることとし、その積立金を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第51号議案 令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の51ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案関係資料は、16ページ及び31ページから32ページでありますので、併せて御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,120万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億3,238万7,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は58ページを御覧いただきたいと思います。

10款介護保険料につきましては、低所得者の介護保険料の軽減措置におきまして、令和4年度を迎えて行った再算定の結果によりまして、特別徴収保険料及び普通徴収保険料をそれぞれ減額するものであります。

30款 県支出金につきましては、介護給付費の令和3年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費負担金を追加するものであります。

40款繰入金につきましては、初めに、10項一般会計繰入金におきまして、先ほどの30款県支出金と同様に、介護給付費の令和3年度分の精算に伴いまして、過年度分介護給付費繰入金を追加するものであります。また、同じく地域支援事業の令和3年度分の精算に伴いまして、過年度分地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を追加するものであります。次に、令和4年度分の低所得者の介護保険料の軽減措置に伴いまして、国・県及び町の負担分を繰り入れるため、低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加するものであります。また、令和3年度事業の確定に伴いまして、過年度分低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加するものであります。

15項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を減額し、介護保険特別会計の収支を調整するものであります。

45款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書は62ページからを御覧ください。

40款諸支支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の令和3年度分の精算に伴いまして、超過交付分に対する返還金を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

次に、第52号議案 令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の65ページをお開きください。

また、議案関係資料は、16ページ及び33ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2万9,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,236万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は72ページからを御覧ください。

35款繰入金につきましては、町債の利子償還のための財源とするため、一般会計繰入金2万9,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は74ページからを御覧ください。

15款の公債費につきましては、町債の償還に係る利子算定が当初の見込みを上回ったことによりまして、不足額を追加するものであります。

以上が、令和4年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、令和4年度補正予算概要の説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認定議案第1号から第9号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、議会の認定に付するものであります。

一般会計から順次申し上げます。別冊の令和3年度各会計決算書及び令和3年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきたいと思っております。

まず、認定第1号 令和3年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。

決算書176ページの実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額199億5,007万1,000円、歳出総額186億1,420万3,000円、歳入歳出差引額13億3,586万8,000円となりました。

令和3年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰越すべき財源が1億2,200万4,000円ありましたので、実質収支額につきましては、12億1,386万4,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして、説明をさせていただきます。

初めに歳入であります。決算書の18ページから73ページまで、及び主要な施策

の成果の説明書の21ページからを御覧いただきたいと思います。

10款町税につきましては、83億2,107万6,000円で、前年度比96.2%、3億2,499万4,000円の減収となりました。

個人町民税は、給与所得者の納税義務者数の増加がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響をうかがう給与所得の減少により、前年度比96.2%、1億437万6,000円の減収となりました。法人町民税は、主に大手自動車関連企業が減益となったことによりまして、前年度比80.8%、6,862万3,000円の減収となりましたこと、町民税全体では、29億5,656万7,000円で、前年度比94.5%の1億7,299万9,000円の減収となりました。

固定資産税につきましては、土地は地目変更等により、家屋は評価替えによる減価と、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因する、中小事業者等に対する税負担軽減の特例措置により、償却資産は大手企業の設備投資が増加しましたが、家屋と同様の特例措置が影響したことによりまして、いずれも減収となりました。交付金を含む固定資産税全体では、46億5,699万9,000円で、前年度比96.5%の1億7,018万6,000円の減収となりました。

その他の町税につきましては、軽自動車税及びたばこ税の増収と、入湯税及び都市計画税の減収によりまして、総額7億751万円、前年度比は1,819万1,000円の増収となりました。

20ページからを御覧いただきたいと思います。

15款の地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税でそれぞれ減収がありまして、1億3,947万6,000円、前年度比95.0%、738万2,000円の減となりました。

20款利子割交付金から、28ページの33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、法人事業税交付金や地方消費税交付金の増、また地方特例交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症対策、地方税減収補填特別交付金の皆増などによりまして、総額では15億2,224万3,000円、前年度比3億6,569万5,000円の増となりました。

30ページからを御覧ください。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税でありまして、普通交付税には算定されない特別な財政需要に対するものとして、956万円が交付されました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、ほぼ前年度並みでありまして、495万3,000円の前年度比94.1%、31万3,000円の減となりました。

45款分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものではありませんが、ほぼ前年度並みの5,913万5,000円で、前年度比の101.4%、79万円の増となりました。

32ページを御覧いただきたいと思います。

50款の使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、放課後児童健全育成手数料、一般廃棄物等処理手数料が主なものでありますが、2億1,480万3,000円で、前年度比は108.6%の1,693万2,000円の増となり

ました。主な要因といたしましては、駐車場利用者数や体育施設等の利用者数、また児童クラブ利用の回復等によるものであります。

36ページからを御覧いただきたいと思います。

55款の国庫支出金につきましては、30億7,706万9,000円で、前年度比48.0%、33億の3,347万9,000円の大幅な減となりました。主な要因といたしましては、特別定額給付金給付事業費補助金や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の皆減などに対して、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び接種事業費国庫補助金や子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆増などであります。

42ページからを御覧いただきたいと思います。

60款の県支出金につきましては、11億4,285万2,000円で、前年度比116.8%の1億6,472万5,000円の増となりました。主な要因といたしましては、介護施設等整備事業費補助金や、衆議院選挙費等委託金の皆増等であります。

52ページからを御覧いただきたいと思います。

65款の財産収入につきましては、1,958万9,000円で、前年度対比137.4%、533万円の増となりました。主な要因といたしましては、不動産売払収入の増であります。

54ページからを御覧いただきたいと思います。

70款の寄附金につきましては、33億8,296万7,000円で、前年度対比の124.8%、6億7,213万2,000円の大幅な増となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税による寄附金の増であります。

56ページからを御覧いただきたいと思います。

75款繰入金につきましては、2,850万3,000円で、前年度対比3.7%、7億5,187万4,000円と大幅な減となりました。これは、新型コロナウイルス感染症対策基金からの繰入れを除くほかは、財政調整基金を初めとする各基金からの繰入れを行わなかったことによるものであります。

80款繰越金につきましては、9億5,185万4,000円で、前年度対比の108.3%の7,269万円の増となりました。

60ページからを御覧いただきたいと思います。

85款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金など、ほかのどの費目にも属さない収入金でありまして、5億5,739万1,000円、前年度対比の110.8%、5,429万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、小中学校給食費実費徴収金の増であります。

70ページからを御覧いただきたいと思います。

90款の町債につきましては、5億1,860万円で、役場庁舎屋外トイレ整備事業、マンホールトイレ整備事業、鷺田住民広場整備事業、県営たん水防除事業、道路改築事業、幸田中央公園整備事業、消防用自動車整備事業、小学校空調設備設置事業及び中学校空調設備設置事業において起債を行ったものであります。

以上、一般会計の歳入の概要について説明をさせていただきました。

続きまして、歳出につきまして、主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

主要な施策の成果の説明書の14ページ、15ページを御覧ください。

初めに、人件費につきましては、33億2,254万円で、前年度対比104.7%、1億7,120万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、保育所に係るフルタイム会計年度任用職員の任用増などによるものであります。

扶助費につきましては、39億1,845万9,000円で、前年度対比155.1%、13億9,226万6,000円の大幅な増となりました。主な要因といたしましては、子育て世帯への臨時特別給付金の皆増や、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の皆増、障害児施設措置費の増などによるものであります。

公債費につきましては、4億9,944万円で、前年度対比の96.1%、2,040万7,000円の減となりました。主な要因といたしましては、平成22年度に借入れを行いました、新駅自由通路建設事業債や中央公園整備事業債などの償還が終了したことによるものでございます。

物件費につきましては、39億7,185万3,000円で、前年度対比の96.0%、1億6,749万9,000円の減となりました。主な要因といたしましては、GIGAスクールパソコン購入の皆減に対しまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業委託料の増などによるものであります。

維持補修費につきましては、3億5,306万3,000円で、前年度対比86.0%、5,762万6,000円の減となりました。主な要因といたしましては、学校施設や社会教育施設の修繕費の減などによるものであります。

補助費等につきましては、19億99万5,000円で、前年度対比の29.4%、45億6,488万8,000円の大幅な減となりました。主な要因といたしましては、特別定額給付金の皆減や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施した各種補助事業の減などによるものであります。

積立金につきましては、2億4,361万2,000円で、前年度対比の151.2%、8,254万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、財政調整基金を初め福祉施設整備基金、都市施設整備基金に積立てを行ったことなどによるものであります。

続きまして、普通建設事業につきましては、25億6,989万8,000円で、前年度対比91.3%、2億4,562万1,000円の減となりました。

令和3年度に実施しました主なものといたしましては、補助事業分では、小中学校空調設備設置事業、町道坂崎長嶺1号線舗装改良事業、荻地区空き家利活用事業、多文化共生拠点整備事業などでありまして、

また、単独事業分では、町民会館外壁及び屋上防水工事、庁舎屋外トイレ改築工事、鷺田住民広場整備工事、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金などでありまして、

最後に、財政指標につきまして説明をいたします。

主要な施策の成果の説明書の18ページを御覧ください。

まず、単年度の財政力指数であります。分母であります基準財政需要額の増加によりまして、1.09から1.02となり、0.07ポイントの低下となりました。

経常収支比率につきましては、88.5%から88.8%となり、0.3ポイントの上昇となりました。主な要因といたしましては、人件費及び扶助費の増であります。

実質公債比率につきましては、1.7%から0.6%となり、1.1ポイントの低下となりました。これは、分子である地方債の元利償還金が減少したことによるものであります。

以上が、一般会計の決算概要であります。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、特別会計につきまして、順次説明をしてまいります。

それでは、認定第2号 令和3年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は198ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額2億5,915万8,000円、歳出総額2億1,996万2,000円、歳入歳出差引額3,919万6,000円となりました。令和3年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰越しすべき財源が2,000万円ありましたので、実質収支額につきましては1,919万6,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の179ページから197ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は135ページからを御覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、一般会計への土地売払収入の減に対し、土地開発基金からの借入金の増などによりまして、前年度対比は82.1%の5,664万3,000円の減となりました。

歳出につきましては、公共用地の先行取得といたしまして、南部地域包括支援センター用地取得費、(仮称)坂崎児童館用地取得費、道路用地代替地取得費、町道芦谷1号線用地取得費及び補償費や一般会計への土地売払収入に係る土地開発基金への繰出しなどがありまして、前年度対比は74.5%の7,517万4,000円の減となりました。

次に、認定第3号であります。令和3年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は238ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額32億5,083万1,000円、歳出総額32億4,407万6,000円、歳入歳出差引額675万5,000円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては、675万5,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書は201ページから237ページまで、及び主要な施策の成果の説明書については147ページからを御覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、被保険者数の減少等による国民健康保険税の減などに対し、県支出金の増などによりまして、前年度対比は105.7%の1億7,651万8,000円の増となりました。

歳出につきましては、総務費などの減に対しまして、療養諸費、高額療養費などの増によりまして、前年度対比は105.8%の1億7,805万円の増となりました。

次に、認定第4号 令和3年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書264ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は4億8,367万2,000円、歳出総額4億8,301万円、歳入歳出差引額66万2,000円となりました。なお、翌年度への繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては66万2,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の241ページから263ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は163ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、被保険者の増加による後期高齢者医療保険料の増などによりまして、前年度対比102.9%の1,383万円の増となりました。

歳出につきましては、保険事業費はほぼ前年度並みでありましたが、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによりまして、前年度対比は103.0%、1,395万9,000円の増となりました。

次に、認定第5号 令和3年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は310ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額21億8,567万9,000円、歳出総額21億3,059万4,000円、歳入歳出差引額5,508万5,000円となりました。なお、翌年度への繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては5,508万5,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の267ページから309ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は171ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、令和3年度は保険料率の改定等があったことによりまして、第1号被保険者保険料の増や、支払基金交付金、繰越金の増などによりまして、前年度対比は105.5%の1億1,450万円の増となりました。

歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増加による保険給付費の増、介護給付費準備基金積立金の増などによりまして、前年度対比は105.9%、1億1,888万7,000円の増となりました。

次に、認定第6号の令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は332ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は1億9,798万5,000円、歳出総額は1億9,358万5,000円、歳入歳出差引額440万円となりました。令和3年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰越しすべき財源が440万円ありましたので、実質収支額につきましては0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の313ページから331ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は187ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、国庫支出金の減や県支出金の皆減、事業費の減少による繰入金の減などによりまして、前年度対比は74.4%の6,800万1,000円の減となりました。

歳出につきましては、令和2年度に施工した県道整備に比べ、令和3年度に施工したロータリーや公園等の整備に要した工事費が小さかったことなどによりまして、前年度対比77.1%、5,740万1,000円の減となりました。

次に、認定第7号 令和3年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書354ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は3億6,314万5,000円、歳出総額3億6,314万5,000円、歳入歳出差引額0円となり、実質収支額につきましても0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の335ページから353ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は195ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、新規加入者の増加による受益者分担金の増などによりまして、前年度対比104.5%、1,550万7,000円の増となりました。

歳出につきましては、処理場の維持修繕等に係る集落排水維持管理費の増などによりまして、前年度対比は104.5%、1,550万7,000円の増となりました。

次に、認定第8号 令和3年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について説明をいたします。

決算書の367ページから409ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は223ページからを御覧いただきたいと思います。

収益的収支につきましては、税込みで事業収益は8億7,723万5,000円に対し、事業費用6億9,151万8,000円でありました。

その結果、収支差引は、1億8,571万7,000円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで1億6,052万4,000円となり、未処分利益剰余金は2億1,098万5,000円となりました。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示ししましたとおり、未処分利益剰余金から1億1,546万6,000円を資本金に組み入れ、4,500万円を建設改良積立金に積み立て、5,051万9,000円の残高につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

次に、資本的収支につきましては、税込みで、工事負担金及び補助金に係る資本的収入に対する施設の更新整備などに要する建設改良費及び補助金返還金による資本的支出によりまして、収支差引は、2億6,339万5,000円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

最後に、認定第9号 令和3年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。

決算書413ページから457ページ、及び主要な施策の成果の説明書は237ページからを御覧いただきたいと思えます。

収益的収支につきましては、税込みで、事業収益は6億6,286万3,000円に対し、事業費用は6億5,322万8,000円でありました。

その結果、収支差引は、963万5,000円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで、294万3,000円となり、未処分利益剰余金は3,405万9,000円となりました。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としておりますので、議会の議決による処分額は計上しておりません。

次に、資本的収支につきましては、税込みで、受益者負担金補助金、他会計出資金及び企業債による資本的収入に対する管路の建設などに要する道路改良費及び企業債償還金による資本的支出によりまして、収支差引は、7,397万1,000円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、並びに当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、令和4年度第3回幸田町議会定例会に提案いたしました単行議案の4件、補正予算は5件、決算認定は9件につきまして、提案の理由をさせていただきました。

慎重に御審議の上、全議案御可決賜りますようお願い申し上げます。終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

山下 力代表監査委員から決算審査意見の報告をお願いいたします。

監査委員、山下君。

〔代表監査委員 山下 力君 登壇〕

○代表監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る、7月20日から8月3日までの実質7日間にわたり実施しました、令和3年度の決算審査の結果について申し上げます。

令和3年度幸田町一般会計・各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業及び下水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、併せて関係職員の説明を求めるとともに、定期監査、例月出納検査等における監査指摘事項措置状況通知書も参考とし、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、その係数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の26ページから29ページ、第6 むすびに記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

なお、本報告につきましては、第6 むすび記載の主要項目の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

第6 むすび

令和3年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとし、ここでは要約した形での報告とさせていただきます。

令和3年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入266億9,054万円、歳出252億4,858万円で、前年度と比較し、歳入が28億4,010万円、歳出が32億2,604万円とそれぞれ減少している。

一般会計の歳入については、決算額199億5,007万円、前年度と比較し、30億3,585万円減少となっている。

町税の収納状況は、収入済額は3億2,499万円減の83億2,108万円、収納率は98.7%である。これは個人町民税、法人町民税、固定資産税等が減収であったことによるものである。町税全体の収納率は高くなっており、今後も継続的な取組が必要と考える。

町税以外の歳入で増加したのは、寄附金、地方特別交付金、県支出金等である。特にふるさと寄附金を主とした寄附金が大きく増加し、一方で減少となったのは、国庫支出金、繰越金、地方譲与税等で、特に国庫支出金については大きく減少している。

一般会計の歳出は、決算額186億1,420万円で、前年度と比較し34億1,987万円、15.5%の減少となっている。

増加した主な費目は、子育て世代等臨時特別支援事業などの民生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの衛生費である。一方、減少となった主な費目は、特別定額給付金給付事業の皆減などによる総務費、中央小学校整備事業の皆減などによる教育費である。

特別会計全体では、歳入決算総額は67億4,047万円、歳出決算総額は66億3,437万円で、それぞれ増加している。

なお、特別会計につきましては、特に気がついた特別会計のみ述べさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計については、前年度と比較し、歳入が1億7,652万円、歳出が1億7,805万円それぞれ増加している。国民健康保険の被保険者数は6,925人で前年度より減少している。国民健康保険税の収納状況は、収入済額が7億3,828万円、収納率は85.2%と前年度より高くなっている。今後も、適切で柔軟な対応により、収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計については、賦課人数が9,469人で前年度より増加し、歳入が1億1,454万円、歳出が1億1,889万円それぞれ増加している。介護保険料の収納状況は、収入済額が5億4,641万円で、収納率は99.1である。今後も介護予防

事業を効果的に進めるなど、増加傾向にある保険給付費の抑制に努められたい。

農業集落排水事業特別会計は、前年度と比較し、歳入歳出ともに1,551万円増加している。施設について長寿命化を図りつつ、安定経営に努められたい。

次に、公営企業会計である水道事業会計について、給水人口は、前年度と比較し、0.7%減の4万2,310人、年間配水量は0.2%減の492万7,746立方メートル、年間有収水量は0.8%減の454万709立方メートルであった。有収率は92.2%であり、前年度から0.5%低くなっている。今後も安定的な供給に向け、施設や配水管の改修に努めるとともに、さらなる有収率向上に努められたい。

下水道事業会計について、処理区域内人口は、0.2%増の3万893人、年間処理水量は0.4%増の290万6,823立方メートル、年間有収水量は0.3%増の287万3,289立方メートルであった。今後も安定経営に努めるとともに、農業集落排水区域内の公共下水道接続事業を計画的に実施されたい。

主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.02と前年度比0.07ポイントの減、公債費負担比率は3.9%で前年度比0.3ポイントの減、実質収支比率は12.9%で前年度比3.9ポイントの増となっている。経常収支比率は88.8%と前年度比0.3ポイントの増、自主財源比率は、前年度比8ポイント増の68.0%となった。財政力強化のため、自主財源の増強に努めるとともに、経費の節減と事業の効率化に努められたい。なお、財政指標の健全化判断比率等については、全て健全な数値と認められた。

以上を総括すると、令和3年度決算は、町税については個人町民税、法人町民税、固定資産税などが減収となり、町税全体としても前年度を下回る結果となった。反面、ふるさと寄附金については、積極的な取組により、前年度を上回る歳入となり、重要な財源となっている。しかしながら、ふるさと寄附金には、常に安定的な財源として保証されているものではない。また、歳出面においては、年々増大する社会保障関係費や公共施設の改修費、また新規事業に係る経費など増加要因も多く、予断を許さない状況が今後も続くものと思われる。

これからも事務事業における必要性・有効性・効率性に重点を置いて、事業目的や目標への的確な予算配分等も含め、適正な公金の支出と事務処理に心がけていただき、住民や地域から求められるものを意識するとともに、事務事業への探求心も持ちながら、町の発展のため、より良い行政サービスを、より効果的に提供できるようにするため、なお一層職務に精励されることを期待するものである。

令和4年8月3日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 水野千代子

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 山下 力君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

次回は、9月5日（月曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、午前11時から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年9月1日

議 長

議 員

議 員